

広報広聴に関する常任委員会の設置についての検討事項の意見

|                        |              | 公明党  | 長久手グローバルネット   | 改革ながくて  | 会派に所属しない議員   |
|------------------------|--------------|--|---------------|---|--|
| 1.委員会設置の目的について         | 設置目的         | 議会活動を広く市民に伝え、幅広く市民の意見を聴く。  | 市民の声を拾い、発信する。 | 市民への議会活動の広報のあり方全般についてと議会の調査研究を市民に伝えることを目的とする。   | 議会基本条例の目的にある「～市民福祉の向上と市勢の発展に寄与する～」とうまく結びつくとよい。   |
|                        | 所管事項         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だより</li> <li>・議会報告会の内容</li> <li>・フェイスブック</li> <li>・ホームページ</li> </ul> |               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だよりの編集、発行に関すること</li> <li>・Webサイト及びソーシャルメディアの企画運営に関すること</li> <li>・議会報告会の企画運営に関すること</li> <li>・市民アンケート調査の実施</li> <li>・その他広報広聴に関すること</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だよりの編集</li> <li>・Webサイト及びソーシャルメディア</li> <li>・議会報告会</li> <li>・意見交換会</li> <li>・市民アンケート調査</li> </ul>  |
| 2.委員会の体制について           | 委員定数及び委員選出方法 | 全議員  | 全議員           | 全議員   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の定数と在り方について特別委員会で先進的事例を勉強、視察し一定の結論を出してほしいという意見1人。</li> <li>・活動内容によるが議長を除く全議員がよいという意見2人。</li> </ul> |
| 3.委員会設置の時期について         |              | 5月臨時会  | 5月臨時会         | 5月臨時会   | 5月臨時会  |
| 4.議会だより編集特別委員会から引き継ぐ時期 |              | 5月臨時会  | 5月臨時会         | 5月臨時会   | 5月臨時会  |
| 常任委員会の名称               |              | 広報広聴委員会  | 広報広聴委員会       | 広報広聴委員会   | 広報広聴委員会  |

## 近隣市議会の広報広聴委員会

|      | 瀬戸市議会   | 半田市議会  | 稲沢市議会  | 知多市議会   | 高浜市議会   |
|------|---|--|--|---|---|
| 会議規則 | (協議又は調整を行うための場)<br>第120条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。 | (協議又は調整を行うための場)<br>第百五十八条 法第百条第十二項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。 | (協議又は調整を行うための場)<br>第166条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。 | (協議又は調整を行うための場)<br>第164条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。 | (協議又は調整を行うための場)<br>第157条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。 |
| 名称   | 広報広聴協議会   | 半田市議会広報委員会<br>半田市議会広聴委員会   | 広報広聴委員会  | 広報広聴委員会   | 広報・広聴委員会  |
| 目的   | 議会の活動状況を広く市民に周知を図るとともに、市政に対する市民ニーズを的確に把握すること。   | 「はんだ市議会だより」の編集発行その他広報に関し必要な事項について協議又は調整を行うこと。<br>議会報告会の運営その他広聴に関し必要な事項について協議又は調整を行うこと。         | 市議会だよりの編集及び発行並びに議会報告会又は意見交換会の開催に関する協議  | ちた市議会だより、議会報告会その他議会の広報及び広聴に関する協議又は運営を行うこと。  | 議会報告会及び広聴会の開催並びに市議会だよりの編集、発行等その他広報及び広聴活動について協議又は調整を行う。  |
| 構成員  | 全議員   | 全議員(議長、副議長及び監査委員を除く。)の中から選出した議員<br>全議員(議長、副議長及び監査委員を除く。)の中から選出した議員                             | 議長、副議長、議会運営委員会が選出した議員  | 副議長、議会運営委員会及び常任委員会の委員長又は副委員長並びに各常任委員会の委員から1名ずつ選出した議員  | 副議長及び各会派から選出された議員   |
| 招集権者 | 会長  | 半田市議会広報委員会委員長<br>半田市議会広聴委員会委員長   | 委員長  | 委員長   | 広報・広聴委員会委員長   |
| 備考   |   | 半田市議会広報委員会設置要綱<br>半田市議会広聴委員会設置要綱   |  |   |   |